

市町村による歩行安全改築の要請

道路局路政課

ダイ蔵

シンイチ君も、もうすぐ路政課に来てから一年たつことになるね。どうだい、仕事には慣れてきたかい。

シンイチ

ええ、先輩方が叱咤激励してくださるので、少しずつは成長できてるんじゃないかと思ってます。とりあえず、最近の一番の課題は朝に弱いことですな。

ダイ蔵

君はほんとにいつもギリギリだからなあ、そこはがんばってくれよ。ところで、路政課で約一年働いて、道路行政について、君なりに問題意識が芽生えたりしたんじゃないか。

シンイチ

道路行政についての問題意識ですか…、突然言われても…。ただ、ぼくは車を持っていないので、専ら歩行者として道路

を利用してはいるのですが、街を歩いていると歩道の整備などがまだまだだなあと感じることはよくありますね。

ダイ蔵

さすが、鋭いね。歩行者にとって利用しやすい道路整備、かつこよく言うところと快適で安全な歩行空間の整備を進めることは、最近の道路行政の重要なテーマの一つなんだ。

昨年の九月に施行された都市再生特別措置法等の一部を改正する法律による道路法の一部改正においても、「市町村による歩行安全改築の要請」が加わったよね。この改正は、地域住民にとって身近な道路について歩行者の安全を確保するためには、地域の課題をよく把握している市町村が、自ら管理する道路を改築することに加えて、市町村道以外の道路管理者に対して、地域の実情を踏まえて必要な事業を適切に実施することを要請することが有効であるとの思想からされたものなんだ。

シンイチ

確かに、要請が制度的に位置づけられることで、歩行者の安全性の確保が効果的になされるケースが増えてくるのかもしれないですね。

ダイ蔵

せっかく話題にのぼったから、この道路法（以下「法」という。）第四十七条の五について、第一項から順に見ていこう。第一項では、市町村は、当該市町村の区域内に存する道路（高速自動車国道、第四十八条の四に規定する自動車専用道路、第四十八条の十四第二項に規定する自転車専用道路及び当該市町村が道路管理者である道路を除く。）の道路管理者に対し、歩行安全改築を行うことを要請することができる」と規定されているね。ここで、高速自動車国道、自動車専用道路、自転車専用道路が対象から除かれているのは、この規定が歩行者の安全性の確保のためにあるものであるためだね。

シンイチ

第一項においては、歩行安全改築という用語について、「道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置その他の歩行者の通行の安全性の確保に資するものとして政令で定める道路の改築」と定義されていますね。

ダイ蔵

うん。ここの政令委任では、どのようなものが規定されているかか覚えているかい。

シンイチ

道路の附属物である自転車駐車場の道路上における設置、道

路の交差部分及びその付近の道路の部分における突角の切取り又は歩道の拡幅及び横断歩道橋の設置ですね。

ダイ蔵

そうですね。第一項には手続きについての省令委任もあり、市町村が要望書に記載すべき事項が定められているね。その具体的内容には、道路法施行規則第四条の十の二において、歩行安全改築に係る道路の種類、路線名及び区間、歩行安全改築の内容、歩行安全改築の要請をする理由が規定されています。

シンイチ

これらの内容は、どの場所で、どのような種類の歩行安全改築が、どのくらい必要なかを道路管理者が把握し、要請のあった歩行安全改築を実施するかどうかの判断材料とするために規定されていると解釈して間違いないですよ。

ダイ蔵

その理解で正しいよ。また、第一項ただし書において、市町村が歩行安全改築の要請を行う際には、工事計画書の素案を添えなければならぬことも規定している。この工事計画書の素案の内容については、第二項において、法第三十条第一項に規定する道路の構造の技術的基準その他の法令に基づく道路に関する基準に適合するものでなければならぬとされています。具体的に「その他の法令に基づく道路の基準」とはどのようなものか、わかるかい。

シンイチ

道路構造令（昭和四五年政令第三百二十号）と、道路構造令施行規則（昭和四六年建設省令第七号）じゃないですか。

ダイ蔵

惜しいね。その二つはもちろん正しいんだけど、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成一八年法律第九十一号）第十条第一項の規定により新設又は改築を行う特定道路についてのみ、移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令（平成一八年国土交通省令第百十六号）もここで基準の一つと想定されているんだ。

シンイチ

へー、そのような法律の適用もあるんですね。

ダイ蔵

次は第三項だね。第三項では、道路管理者は、実施要請が行われたときは、遅滞なく、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築を行うこととするかどうか判断すること、また、当該歩行安全改築を行うこととするときは、その工事計画書の案を作成しなければならぬことが規定されています。ここでの「遅滞なく」という、判断に要する期間はどのように解されるか、わかるかい。

シンイチ

「遅滞がない」というためには、どのような要件が必要なのかということですか。うーん、わかりません。

ダイ蔵

ここでは、判断に時間を要することについて、正当又は合理的な理由があれば、「遅滞」があるとはいえないものであると解されており、例えば、当該年度や次年度等の予算の状況を勘案することにより判断に時間を要する場合は、合理的な理由が

あるといえると解されるんだ。また、「遅滞なく」行わなければならないのは「判断」であり、「工事計画書の案」までは遅滞なく行う必要があるわけではないんだ。工事の事業規模に応じて、工事計画書の案の作成に要する時間はさまざまと考えるからだね。

シンイチ

なるほど。要請を踏まえた歩行安全改築を行うか否かの「判断」の基準はどのようなものが考えられるのですか？

ダイ蔵

道路管理者は、歩行安全改築の必要性、道路ネットワーク全体の整備水準、財政状況、地域住民の意見の状況、土地利用の状況、交通の状況、市町村の協力体制等を総合的に勘案して、市町村からの要請を踏まえた歩行安全改築を行うかどうかを判断すべきだと言えるだろうね。道路管理者として、様々な条件を踏まえたうえで柔軟な判断をすることを認めている制度だと言えるだろうね。

シンイチ

次に、第四項は、道路管理者は、当該要請を踏まえた歩行安全改築（当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案の内容の一部を実現することとなる歩行安全改築をいう。）を行うこととする場合において、法第九十五条の二第一項の規定により都道府県公安委員会の意見を聴こうとするときは、当該歩行安全改築の工事計画書の案に併せて、当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付しなければならないという規定ですね。

ダイ蔵

これは、一部を実現することとなる歩行安全改築について、第三者的な立場の者である都道府県公安委員会に道路管理者の作成する工事計画書の案と市町村が作成した工事計画書の素案の両方を送付し、適切な意見を聴取できるようにするための規定だね。また、この都道府県公安委員会への意見聴取の時期については、工事計画書の案を示す必要があるということで、工事計画書の案の作成の後、すなわち工事を実施する段階において行うものと解されるんだ。

シンイチ

第五項と、第六項は道路管理者が、要請のあった歩行安全改築を行わないと判断した場合の手続きを定めた規定ですね。

まず、第五項は、道路管理者は、当該実施要請を踏まえた歩行安全改築を行わないこととするときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該実施要請をした市町村に通知しなければならぬと定めています。それから、第六項は、道路管理者に、前項の通知をしようとするときに、あらかじめ、実施要請をした市町村を包括する都道府県の都道府県公安委員会に当該実施要請に係る歩行安全改築の工事計画書の素案を送付してその意見を聴くことを義務づける規定ですね。

文意のままに意味は理解できるんですが、ここでの通知はどのような形式でもよいと解されているのですか？

ダイ蔵

うん、特には決まった様式等はないよ。ただ、要請が書類をもってなされている以上、文書によって通知するのが望ましい

とは言えるだろうね。

シンイチ

これで終わりですね。今日でかなり歩行安全改築の要請制度の理解も深まった気がします。おっと、もう四時ですか。ダイ蔵係長、遅くまでありがとうございます。

ダイ蔵

シンイチ君こそ大丈夫かい？ 明日は大事な会議があるから、朝八時集合だよ。

シンイチ

うっ、忘れてました…。寝坊が怖いので、今日は泊まることにします…。